

全国規制改革及び民間開放要望書(2006あじさい)

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革A/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5004	5004001			z12001	文部科学省	文化財保護法第93条第2項、第184条第1項第6号、文化財保護法施行令第5条第2項	本発掘調査の要否を判断する権限は、文化財保護法の改正により平成12年4月1日に地方へ委譲され、都道府県等の教育委員会にあります。	e	—	本発掘調査の要否を判断する権限は、地方への権限委譲により、都道府県等の教育委員会にあるため、文化庁が判断することは適当ではないと考えます。	—	開発によって消滅していき遺跡の保護について厳格であらねばならぬことは勿論であり、発掘せずに破壊することは除外である。しかし、都道府県等及び市町村等にはその真意が伝わらず、後世に残ることよりも発掘することが最優先すると誤解している自治体があることも事実である。ついで、平成10年9月29日付け庁保記第75号は、「埋蔵文化財は、後世に継承していくべきものとの基本理念に立って通知されている。」ものであるという本来の趣旨を、改めて都道府県等に周知徹底することについて、検討し示されたい。	玉名市	1	A	文化庁の発掘調査基準の見直し(調査、再考)	①根拠法令中の「記6(1)中」の二点についての、以下を削除する。 ②「通知」の別紙2中(1)②及び③を削除する。 ③「通知」の別紙2中(1)②及び③を削除する。 ④現次長通知に基づき作成された各地方ブロックの「発掘調査基準」中の「基本事項」を廃止する。 ⑤今後は、「開発行為に係る埋蔵文化財は、掘削その他掘土・土砂を動かす行為の外は、いかなる場合であっても発掘は行わず、原位置保存とする。」に改める。	①計画段階で埋蔵文化財を破壊しない設計図を作成できる。 ②文化財発掘に伴う試掘費用、本調査費用等開発者に転嫁できる。 ③埋蔵文化財担当者も文化財保護法の本来の目的である文化財の保護と活用に向かわせることができる。 ④規制改革後の発掘基準が明瞭化されるため、開発側と埋蔵文化財担当者との開発行為者における事前協議が円滑にできるため、目的達成にあたり時間短縮が図られる。	根拠となる法令等は、平成6年7月の「規制改革に関する閣議決定」及び「平成7年総務庁による動向」に基づいて文化庁次長から各都道府県教育委員会に通知されたものである。この文化庁の趣旨は、規制改革に沿った通知の一面もあるが、むしろ後述し規制の強化になっている。各ブロックの方針は、総務庁動向の趣旨に反し、発掘すべき基準を引き上げ、その結果発掘件数の増大につながっている。この中には土中保存や現地保存が可能であるにも関わらず、発掘により破壊された多くの遺跡が含まれる。そこで、これらの遺跡を保存し、かつ開発行為者の経費負担の軽減を可能とするために規制の改正による文化財の現地保存を求めるものである。	・平成10年9月29日付け庁保記第75号「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化について通知」中の「記6(1)②及び③」 ・上記に基づいて作成された平成14年3月31日付け「九州地区埋蔵文化財発掘調査基準」ほか各地方ブロックの調査基準の内「別紙4」調査基準	文化庁	○添付資料1: 要望理由書 ○添付資料2: 平成10年9月29日付け庁保記第75号文化庁次長から各都道府県教育委員会教育長あて通知長あて通知 ○添付資料3: 平成14年3月31日埋蔵文化財保護法第93条第2項、第184条第1項第6号、文化財保護法施行令第5条第2項
5009	5009003			z12002	文部科学省	著作権法第13条	著作権法第13条において、憲法その他の法令(同条第1項第1号)、国や自治体等が発する告示、訓令、通達その他これらに類するもの(同項第2号)、裁判所の判決等(同項第3号)等は権利の対象とならないことが規定されている。	d	—	著作権法においては、著作物の定義として、「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」(同法第2条第1項第1号)としており、単なる事実やデータのようなもの、そもそも著作権法の保護の対象とならないとされている。 また、同法第13条第1項第2号においては、国若しくは地方公共団体等が発する告示、訓令、通達その他これらに類するものは権利の目的とならない著作物としている。 「国の機関が業務上作成したものについて、あたかもその機関の占有物として著作権を主張するのは不当」とのご意見ですが、ご指摘のJISQ14001の円滑な取扱いについては、当該規格を制定している省庁とご相談いただく必要があると考えます。	—	要望者より下記の再意見が寄せられておりますので、再検討をお願いいたします。 「明快なご回答ありがとうございます。 しかし、国の機関ですら著作権の定義を拡大解釈して著作権を主張したり、主張させたりしているのが現状です。」 JISQ14001は国際標準化機関ISOの著作物の翻訳規格ですが、所管課は、「ISOに規格使用のロイヤリティを支払っているから翻訳規格JISQ14001に著作権を主張させるのは当然だとして」います。 また、民間団体の作成による規格原案を国家規格として官報告示する場合もあります。 これらの場合も著作権法第2条第1項第1号の定義に照らして判断してよいのかどうか国民には自信がもてないところで、[実質的規制] 「JISQ14001の円滑な取扱いについては、当該規格を制定している省庁とご相談いただく必要があると考えます。」 当該規格の使用者が個別に発行者と相談するのは使用許諾を得るのと同じことで、国民にとって煩わしくもあり、国が著作権保護を主張していることを明らかにすることになり、ややこしいことと発展しかねません。 そこで、何かの機会に談話を発表し、ついでに関係省庁に周知していただくことを改めて要望します。」	特定非営利活動法人環境・SO自己宣言相互支援ネットワークJAPAN	3	A	国が著作権を有する著作物に係る規制緩和	国家規格のように普遍的に使用される国の著作物については著作権法第13条でいう「権利の目的とならない著作物」として扱われるよう緩和を要望します。	当団体は「介護・福祉サービスの質の自己評価・情報開示支援ソフト」を全国におよそ4万の事業所を有する介護福祉業界に普及させることを計画し、このソフトに国家規格JISQ14001を掲載することを考えています。	国の機関が業務上作成したものについて、あたかもその機関の占有物として著作権を主張するのは不当と思われる。左に掲げるソフトは開発中ですが、これにJISQ14001規格を転載し、利用者が参照できるようにする予定です。	著作権法第13条	文化庁	○添付資料なし
5036	5036001			z12003	文部科学省	専門職大学院に関する必要な事項について定める件(平成15年3月31日文部科学省告示第53号)	第2条 専攻ごとに置くものとされる専任教員の数のおおむね3割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者とする。 2 前項に規定するおおむね3割の専任教員の数の範囲内は専任教員以外の者であっても、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ教育課程の編成その他の専門職大学院課程を置く(組織)の運営について責任を担うものとする。	c	—	現行制度における専門職大学院の教員組織については、一定の実務の経験を有する教員(以下実務家教員という。)の割合を「3割程度以上」としてありますが、多様な分野で設置される専門職大学院において一律に設定される最低基準としての割合は、必然的に低めに設定する必要があることなどを勘案しながら、中央教育審議会での検討を経て定めたものです。このため、多くの実務家教員の確保を必要とする高い分野の専門職大学院において3割以上の実務家教員を配置することは、各大学の判断により、現行制度においても可能です。 また、学生が充実した学習を行うことができるためには、当該大学における教育研究の中心となつて、その職務に相当程度専念する専任教員を一定数以上確保することが必要であると考えており、大学設置基準においても、原則として「専任教員は、専ら前項の大学における教育研究に従事するものとする」とされているところです。その中でも専門職大学院は、例えば、一般に「リカラス・メソッド」と称されるような、教員の質向上と学生の回生の反復という双方向の連絡を中心に進められる授業形態など、高度で実践的な教育を行うのに適切な教育方法としての教育機関でもあり、こうした専門職大学院の趣旨や授業方法に照らして考えると、当該専門職大学院における教育を担当するにふさわしい高度の教育上の指導能力があると認められる者を専任教員として必要数以上に置き、これらの専任教員による直接の指導を中心に、きめ細やかな指導をすることが特に必要であるとされています。ご指摘の「みなし専任教員」については、制度の発足期であることも背景に、こうした実践的な教育を行うためには、専攻分野の最新の実務を熟知している実務家を教員として任用することを促すことが必要であるといふことから、年間6単位以上の	—	専門職大学院における実務家教員の不足から、教育の質の確保が困難となっている現状を踏まえた要望であり、実務家教員の確保を容易とする施策が急務である。貴省回答(要望管理番号5036002)の「制度の発足時においては、教員の確保が困難を伴う」との共通認識からも、「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うこと」に必要な不可欠な実務家教員の確保を容易とし、専門職大学院の教育の質の向上を可能とする。以下の要望者の意見について再度前向きな検討をお願いいたします。 また、制度発足時の経過措置としての実現という面から再検討をお願いしたい。 「専門職大学院において専任教員を中心とした教員体制を編成することの必要性和重要性は理解できるが、それが、年間6単位以上の授業科目を担当すれば「みなし専任教員」として「専任教員との同等性」が確保でき、年間6単位以上の授業を担当する実務家教員が「専任教員との同等性」を確保できないとする根拠とはならないと考える。「教員の確保が困難を伴う」なかで教育の質を確保することが必要(要望管理番号5036001への回答)」な制度の発足期において、経過措置として「高度で実践的な教育」を確保するために実務家教員をより確保しやすいことは、「みなし専任教員」規定の創設趣旨にも合致する。そもそも教員が担当する授業数はあくまで大学院側が提供する授業数であり、実際に学生が受講する授業数とは一致しない。すなわち、実務家教員が提供する授業が年間6単位であるか4単位であるかは、自らの選択に従って授業を履修する学生側にとっては何ら関係のないところであり、むしろ身近に接することのできる実務家教員が多いことの方が学生にとっては	個人	1	A	専門職大学院における専任教員要件の緩和	平成15年文部科学省告示第53号第2条を改正して専門職大学院におけるいかなる実務家教員の必要義務は「専攻ごとに置くものとされる専任教員の数のおおむね5割程度(第1項)とし、みなし専任教員の要件を「一年につき四単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の専門職大学院課程を置く(組織)の運営について責任を担う者」(第2項)とされた。	専門職大学院は「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うこと」を目的として学校教育法第3条、8条、に委任される専門職大学院設置基準(平成15年3月31日文部科学省令第16号)によって設置される学位課程である。同令はいわゆる実務家教員につき、第5条第3項にて「文部科学大臣が別に定めるところにより」要件を定めるとし、平成15年文部科学省告示第53号(専門職大学院に關し必要な事項について定める件)にて規定している。その中で、専任教員に占める実務家教員の割合は3割以上(第1条)とし、「一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の専門職大学院課程を置く(組織)の運営について責任を担う者」をいわずにみなし専任として実務家教員の3分の1までを専任教員の数に参入することができる。	専門職大学院の目的である、高度の専門性を有する専門職人を育成するためには、実務経験が豊富であり、かつ専門職学位課程卒業生の進路設計にも有益である実務家教員が中心役割を果たすことが重要である。なぜならば、現行の大学院における教員は研究としてのキャリアを形成していることが常態であり、専門職学位課程卒業生が目指すべき進路である実務の世界でのキャリアが一般的に浅い。それに比して実務家教員は実務家として一定程度の経験を積んだ実務者であり、専門職人を養成するにあたり、専門職指導を担うことが可能である。したがって、専門職大学院における実務家教員の員数は専任教員の数のおおむね5割程度とすべきである。さらに、実務家教員の指導機能をより確保するために、みなし専任教員の要件を「一年につき四単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の専門職大学院課程を置く(組織)の運営について責任を担う者」とする要件に変更することを要望する。年間6単位の授業科目を担当することは、一週間に2日程度の授業を担当することから指導することが困難な要件である。実務家教員の多くは実質的に数年の間、実務から離れて指導に専念しなければならぬのが現状であり、この規制が実務家教員を確保することを難しくしている。しかし、学生のニーズとしては、より多くの実務家教員が指導に当たることを望み、専門職大学院の目的にも資するものである。この要件を緩和することで、実務家教員のなり手が増加すれば、多様な実務家による講義の機会が確保だけでなく、現行大学院を併任する教員の実質的な負担軽減につながり、よりきめ細かな教育研究活動が確保できるものと考ええる。	学校教育法第3条、8条、89条、専門職大学院設置基準(平成15年3月31日文部科学省令第16号)第5条、附則、大学院設置基準(平成15年3月31日文部科学省告示第53号)第1条、第3条、第13条、平成15年文部科学省告示第53号(専門職大学院に關し必要な事項について定める件)第1条、第2条	文部科学省	
5036	5036002			z12004	文部科学省	専門職大学院設置基準(平成15年3月31日文部科学省令)	専門職大学院の専任教員は学部、修士課程、博士課程の専任教員に算入することができません。ただし、平成25年度まで、専門職大学院の専任教員の3分の1までは学部、修士課程、博士課程に専任教員に参入できるとし、博士後期課程についてはすべての専任教員について算入することができます。	c	—	本規定は、専門職大学院の教員数に算入できる教員について規定されているものであり、各大学の判断により、実際に教員が学部や修士課程、博士課程の授業を担当すること、もしくははしないことを妨げているものではありません。 専門職大学院においては、高度専門職職人養成に特化した教育を行うことから、課程の独立性を確保する必要があります。必要とする専任教員は、他の学部や修士課程、博士課程の必要とする教員数に算入できません。しかしながら、制度の発足時においては、教員の確保が困難を伴うなかで教育の質を確保することが必要であることから、当面10年間は専門職大学院の必要教員数の3分の1の教員については、学部、修士課程、博士前期課程において必要とされる教員数に算入することとし、また、専門職大学院の必要教員数の全てを、博士後期課程において配置とされる教員数に、算入することができる経過措置を設けてあります。 このような経過措置を短縮し解消するためには、既設の専門職大学院において教員の確保に影響がないことが必要ですが、前述のような事情があるため、これを直ちに解消するのは困難です。	—	—	個人	2	A	専門職大学院における経過措置の見直し	平成15年文部科学省告示第53号附則第2項の適用期間を短縮し、修士課程担当教員と博士課程担当教員の区別を廃し、一律に3分の1までとされた。	専門職大学院設置基準は第5条において専門職大学院の専任教員は現行の大学院を専任とする教員と併任できないことになっている。しかし、同基準は同時に附則第2条において10年間の経過措置を認め、既存の大学院に併任する教員の3分の1、博士課程を担当する教員の全部を併任することができるとしている。	専門職大学院の趣旨を達成するため、文部科学省は2003年3月28日付けの「大学設置基準等の一部改正及び専門職大学院設置基準の制定に関するパブリックコメントの結果について」において、「専門職大学院は、その教育目的が修士課程、博士課程の教育目的と異なることから、その運営には一定の独立性を確保することが必要であり、そのため、教員組織について、設置基準上必要とされる数の教員は、他の学部や大学院の教員と兼ねることができないこととしている。」としている。しかし、専門職大学院設置基準では、附則において平成25年度までの長にわたって専門職大学院の専任教員を従来の研究科教員と併任できるとしており、また実際に併任するケースが多い。そのため、専門職大学院において教員の過重負担が発生しており、教員自らの研究活動もあいつまいて、学生に対する十分な教育指導が行いにくい状況に陥っている。専門職大学院にあっては、その目標に適合した高度の専門職職人を養うために必要なカリキュラムを実行するために十分な時間を確保する必要がある。現状における教員の過重負担を軽減するべく、他の学部や大学院を併任する教員の割合を削減し、いわゆる実務家教員の割合を含め、教員を専任に充てるべきである。また附則附則条では修士課程担当教員と博士課程担当教員を区別しているが、現行大学院においては修士課程担当教員と博士課程担当教員の区別は前者が「その担当する専門分野に關し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者」とされるものに限られる。(大学院設置基準第9条)しかし、専門職学位課程は修士課程相当の課程であり、また、現任、専門職大学院を設ける大学においては両者の区別はほとんど適用されておらず、本附則において区別する理由がない。本規定は、専門職大学院が本来補充すべき専任教員の員数を既存の大学院担当教員で補充し、専門職大学院の趣旨を達成することが困難な体制であるにもかかわらず開設を行う大学院の増加を招いているため見直しが必要である。	学校教育法第3条、8条、89条、専門職大学院設置基準(平成15年3月31日文部科学省令第16号)第5条、附則、大学院設置基準(平成15年3月31日文部科学省告示第53号)第1条、第3条、第13条、平成15年文部科学省告示第53号(専門職大学院に關し必要な事項について定める件)第1条、第2条	文部科学省	

要望 管理番 号	要望事 項管理 番号	分割補 助番号	統合	管理コード	所管省 庁等	該当法 令	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	再検討要請	要望主体	要望 事項番 号	要望種 別 (規制改 革A/民 間開放 B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁等	その他 (特記事項)
5039	5039001			z12005	警察庁、 総務省、 法務省、 財務省、 文部科学 省、厚生 労働省	—	日本に在留する外国人の子弟の教育機会を確保するに当たっては、我が国の学校への就学が可能となっているほか、不就学外国人児童生徒支援事業などの施策が講じられています。	e	—	要望されている内容のうち、日本に在留している外国人の子どもの就学機会や本人の日本語学習機会については、特放規制は存在していないと考えます。なお、一般的に外国人児童・生徒に学習の機会を確保する方策については、今後、地方自治体等の関係者と連携を図りつつ、国、地方自治体、企業等関係者のコスト負担のあり方にも留意しつつ、政府全体で幅広い検討を行っていく予定です。	—	「規制改革・民間開放の推進のための重点検討事項に関する中間答申」(平成18年7月31日)において、貴省とも協議した上で本件を取り上げたこと、及び要望者からの以下の再意見を踏まえ、措置の分類をa(事実誤認)からb(全国規模で検討)へと変更すること、措置の概要 (対応策) につき再検討いただきたい。 「本要望の趣旨は外国人の子どもの就学機会や日本語学習機会について規制がないために、学校に行っていない子どもが存在することが問題であるということから、在留資格の変更や更新等の際に就学していることを証明する書類の提出の義務化の制度設立をお願いするものである。 なお、上記に関連して外国人学校への就学の取り扱いについてご教示いただきたい。現在行っている不就学外国人児童生徒支援事業では法的に規制されていない私塾扱いの外国人学校 (特に南米系外国人学校) へ通う子どもについて、就学しているとするのか、不就学とするのか、また就学しているとするならその根拠法令等をお教えいただきたい。」	外国人集住都市会議 座長 四日市市長 井上哲夫	1	A	在留資格の変更、在留期間の更新および永住者の在留資格への変更の際の在留管理の適正化	在留資格の変更又は在留期間の更新並びに「永住者」の在留資格への変更に当たっては、①外国人が就労している場合、雇用・労働条件に法令違反がなく、社会保険に加入していること、②国税及び地方税の滞納がないこと、③学齢期の子どもがある場合その子どもが就学していること、④在留資格によっては日本語能力の程度、などを審査項目に加え、それらの実施状況を正確に把握できる体制を整える。これらの実施が不十分又は法令違反がある場合、在留資格の変更又は在留期間の更新並びに「永住者」への在留資格への変更を留保し、市区町村や関係機関と連携して、その是正を図る。子どもの就学や日本語能力の程度を審査項目に加える場合、すでに日本に在留している外国人に、子どもの就学の機会や、本人の日本語学習機会を十分に提供するために、国の責任において必要な環境を早急に整備する。		「規制の現状」在留資格の変更又は在留期間の更新を受けようとする外国人は、法務大臣にこれを申請することができ、法務大臣は、当該外国人の提出した文書に基づいて、在留資格の変更を適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り、これを許可することができる。また、在留する外国人が、「永住者」の在留資格への変更 (特別永住者を除く) を希望する場合、法務大臣は、①素行が善良であること及び②独立の生計を営むに足りる資産又は技能を有すること並びにその者の永住が日本国の利益に合すると認めたときに限り、これを許可することができる。なお、①素行が善良であることを証明するために、国税の納付証明書の提出が義務付けられている。 「要望理由」日本に在留する外国人の権利を保障し、同時に義務の履行を図ることは、多文化共生社会を形成するために欠かすことのできない条件である。しかし、国内に合法的に在留しているが、その資金・労働条件が労働関係法令や出入国管理関係法令に定める条件を満たしているかどうかはチェックされず、社会保険加入、国税及び地方税の納入などの義務を十分に果たしていない場合がある。学齢期の子どもとの就学を保障することは、保護者や受入国にとって義務的なものであり、これも十分に果たされていない。また、「永住者」の在留資格を取得した外国人が、社会保険に加入していない場合は少なくない。地方税の滞納についてもチェックされていない。さらに、日本語が不十分な場合、日本の各地域社会において、住民と共に暮らすことが困難になっている。在留資格によっては、日本語能力を証明することも必要であると考えられる。これらの実現のために、在留資格の変更、更新及び「永住者」の在留資格への変更にあたって、法務省出入国管理局と市区町村及び関係機関は、「共用データベース」の構築などを通じて効果的かつ効率的に連携することが必要である。	出入国管理及び難民認定法第20条、21条及び22条、永住許可に関するガイドライン(法務省入国管理局平成18年3月31日)、地方自治法第10条	法務省出入国管理局、総務省自治行政局、自治体税務局、厚生労働省職業安定局、厚生労働省労働基準局、厚生労働省年金局、厚生労働省健康政策局、文部省大臣官房、文部省初等・中等教育局、財務省主税局、財務省自治行政局	
5057	5057139			z12006	全省庁		平成14年5月から売掛債権担保融資保証制度を利用する場合における債権譲渡禁止特約の部分解除を実施し、さらに、平成18年度からの譲渡対象者の範囲等の拡大を措置したところである。	c	—	御要望は、政府全体としての方針に関わり、また当省においてその取りまとめを担当するものではないため、現時点で、当省として単独での回答は困難です。 なお、当省においては、平成18年度から債権譲渡禁止特約の部分解除の適用範囲 (譲渡対象債権及び譲渡対象者) を拡大する措置を講じています。	—	—	(社)日本経済団体連合会	139	A	国、地方公共団体向け金銭債権の証券化に係る譲渡禁止特約の解除	各省庁・地方公共団体向け金銭債権につき、速やかに譲渡禁止特約を廃止すべきである。そのため、各省庁共通のルール (①譲渡先が金融機関の場合は債権譲渡禁止特約の適用除外とする、②事前承認手続を大幅に簡素化する、③債権譲渡に対する取扱いを統一する) を策定し、売買契約・請負契約に反映すべきである。地方公共団体についても同様の統一的な取扱いすべきである。		資産流動化を促進する上で、債権譲渡禁止特約の存在が障害となっている。債権譲渡禁止特約の廃止に向けて、各省庁、地方自治体が共通ルールの下で着実に取り組むことが求められる。	全省庁、地方公共団体	国の機関及び地方公共団体向けの金銭債権については、譲渡禁止特約が付されていることが多く、当該金銭債権の証券化等を行うことができない。近年、一部の省庁においては事前に承認を得ることにより譲渡を認めたり、特定の譲渡先については債権譲渡禁止条項適用の例外とする等、企業における売掛債権を活用した資金調達の支援・促進が図られている。しかしながら、依然として省庁による対応のバラツキ、事前承認手続の煩雑さ、不透明さ等の問題が残されている。	
5057	5057183			z12007	文部科学省		放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第34条、同法別表第1、第2	c	—	(電子加速器についてのご要望なので、「10メガベクレル」とあるのは「10メガ電子ボルト」のご趣旨であると解釈します。) 左記法律においては、第二種放射線取扱主任者は放射線発生装置を取り扱わないことを前提として、同装置の取扱に関する課目を試験課目から免除しています。放射性同位元素放射線発生装置では全く性質が異なり、取り扱い方に共通する部分が多くありません。第二種放射線取扱主任者は、放射性同位元素に関する知識は従来より全く求められていないため、第二種放射線取扱主任者に放射線発生装置を扱わせることは、必要な安全性が確保できず困難と考えております。	—	—	(社)日本経済団体連合会	183	A	放射線取扱主任者の選任規定の緩和	電子加速器については、小型加速器については、第二種放射線取扱主任者でも問題なく活用できるようになっている。つまり、X線発生装置の場合は装置自身が中性子で放射化してしまう為に装置自身の法規制が必要であるが、電子線の場合は、電子線発生装置単独では中性子を発生しないので法規制の対象とする必要は低く、二種主任者が問題なく取り扱うことができる。 電子線については材料の改質、食品照射、医療器具の滅菌、X線ラジグラフィ、非破壊検査、がん治療などの医療分野、研究・開発の産業加速器や電子顕微鏡などの電子線の利用が広がっている。また、放射光については、物質の研究、たんばく質の構造解析、微量元素分析などで用いられる。わが国の放射線利用の経済規模は約8兆円であり、今後ますます様々な応用が期待されている。中でも利用目的に最適化した小型加速器については、近年その利用が拡大しつつあり、第二種放射線取扱主任者がこれを取り扱うことが出来るようになることによって利用に弾みがつくことが期待されている。		放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第34条	文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課原子力規制室	放射性同位元素又は放射線発生装置の使用者、販売業者、買入業者及び廃棄業者は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第30条に定める区分に従い、放射線取扱主任者を選任しなければならない。放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第34条	
5057	5057230			z12008	総務省、 文部科学 省	—	著作権法上、「有線放送」、「自動公衆送信」は以下のとおり定義されている。 ○「有線放送」(第2条第1項第9号の2) 公衆送信のうち、公衆によって同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う有線電気通信の送信をいう。 ○「自動公衆送信」(同項第9号の4) 公衆送信のうち、公衆からの求めに応じ自動的に行うもの (放送又は有線放送に該当するものを除く。) をいう。 ※「IPマルチキャスト放送」は、「IP局内装置までは「同一内容の送信」が行われていますが、局内装置から各家庭までの送信は、各家庭からの「求めに応じ自動的に行う」ものであることから、著作権法上の「自動公衆送信」に該当すると考えられます。	e	—	今回いただきましたご要望は、電気通信役務利用放送事業者が行う「IPマルチキャスト放送」に関する「私権」である著作権の扱いの明確化に係ることであって、ご要望事項は「規制」に関するものではないと思われます。 なお、ご要望事項については、現在、すでに文化審議会著作権分科会法制問題小委員会において検討が行われており、①放送の同時再送信、部分については、平成18年末には、「IPマルチキャスト放送」による地上デジタル放送の同時再送信が開始される予定であり、予め権利関係を明確化しておくことが必要であると考えられることから早急に「有線放送」と同様の取扱いとすべきであるとされました。また、②「自主放送」についても審議を行いましたが、「(ア)著作権隣接権の付与の可否など論点が広範にわたること、権利が制限されることとなる実業者等の理解を得る必要があることから、十分な準備期間を設けた上で検討する必要があること、(イ)WPPで検討されている放送条約案の検討状況や、今後の通信・放送の融合に係る放送法制の見直しの検討状況、IPマルチキャスト放送の実態を見極める必要があることから、直ちに制度改正を行うことはできず、今後、引き続き検討を行った上で結論を得るべきとされたこと等です。」「自主放送」部分については、今後、関係府省と協力しつつ検討を行いたいと思います。	—	—	(社)日本経済団体連合会	230	A	IPマルチキャスト放送の著作権法上の位置付けの明確化 (新規)	電気通信役務利用放送事業者が行うIPマルチキャスト放送の事業としては、地上波とBS放送の同時再送信のみならず、制度上は自主放送と扱われる多チャンネル放送の同時送信や自主制作番組等の送信も挙げて議論すべきである。	(※)電気通信役務利用放送のうち、衛星放送と有線テレビジョン放送については「有線放送」とすることで運用上、特に問題が生じていない。 IPマルチキャスト放送は、通信・放送の融合による多様なサービスの提供、デジタルテレビ放送、地上デジタル放送の整備において重要な役割を担うものであり、技術中立性、他の電気通信役務利用放送との公正な競争条件確保の観点から、同放送の著作権法上の位置付けを早期に明確化すべきである。	有線テレビジョン放送法 電気通信役務利用放送法 著作権法	文化庁著作権課 総務省情報通信政策局地域放送課 総務省放送センター流通室 総合通信局放送部有線放送課	電気通信役務利用放送法により、通信回線を用いた放送が事業として認められ、いわゆるIPマルチキャスト放送は、通信回線を用いた「放送」サービスと位置づけられている。他方、有線電気通信設備を用いた送信が著作権法上の有線放送と解されるには、①有線電気通信設備により受信者に対し一斉に送信が行われること、②送信された番組を受信者が実際に視聴しているかどうかにかかわらず、受信者の受信装置まで常時、当該番組が届いていることが必要であると考えられている。この点、電気通信役務放送利用放送事業者が行ういわゆるIPマルチキャスト放送は、その実態として、利用者の求めに応じて初めて当該利用者に送信されることから、当時の立法趣旨等に照らし、有線放送には当たらないとの解釈があるものの、制度上の取り扱いが明確化されていない。	

全国規制改革及び民間開放要望書(2006あじさい)																						
要望 管理 番号	要望事 項管理 番号	分割補 助番号	統合	管理コード	所管省 庁等	該当法 令	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	要望主体	要望 事項番 号	要望種 別 〔規制改 革A/民 間開放 B〕	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁等	その他 (特記事項)
5065	5065003			z12009	文部科学 省	文部省通 知「学校給 食業務の 運営の合 理化につ いて」 (1985年)	学校給食業務の運営については、文 部省体育局長通知「学校給食業務の運 営の合理化について」において、学校 給食の実施者である各地方公共団体の 教育委員会等が、地域の実情に応じた 適切な方法により運営の合理化を推進 するよう、各都道府県教育委員会を 通じて指導しています。	d	—	これは自治体に対応すべき問題と考えます。 本来、自治体では国と同様に会計の単年度原則が 存在しますが、その例外的措置については現行制度 でも認められています。 学校給食調理業務の民間業者の契約方式につ いては、学校給食の実施者である各地方公共団体の 教育委員会等が、地域の実情に応じて、契約方式の 適正について検討すべきものと考えます。	—	学校給食調理業務の民間業者の契約方式について は、学校給食の実施者である各地方公共団体の教育 委員会等が、地域の実情に応じて契約方式の適 正について検討すべきものと考えていることであ るが、安定的・継続的に提供されるべき教育活動の 一環である点に鑑み、そのサービスの維持・向上の ために、現行制度の周知を図ることは重要であると 考える。以上の観点から、契約方式の適正について 地方公共団体の好取組例を紹介する等、地域の検討 を促す措置を改めて示されたい。	社団法人日本こ じょう協議会連 合会・JNB総合研 究所	3	A	市町村の学校給食の民間委託に おける入札制度の適正化	自治体の学校給食調理業務の委託入札の制度では契約 期間は単年度で、いらい給食の受託で高い成績を納めて も、1年経れば、また、入札で委託先が変わる可能性があ る。提供するサービスの質の維持、更には受託側の経営 基盤の確保のため、また、サービスを行う従業員の雇用安 定のため、3年以上の契約に変更するなど指導官庁として 自治体に契約方式の適正化の指導を御願いたい。	自治体の学校給食調理業務の委託入札の制度では契約 期間は単年度で、いらい給食の受託で高い成績を納めて も、1年経れば、また、入札で委託先が変わる可能性があ る。提供するサービスの質の維持、更には受託側の経営基 盤の確保のため、また、サービスを行う従業員の雇用安 定のため、3年以上の契約に変更するなど指導官庁として 自治体に契約方式の適正化の指導を御願いたい。	自治体の学校給食調理業務の委託入札の制度では契約 期間は単年度で、いらい給食の受託で高い成績を納めて も、1年経れば、また、入札で委託先が変わる可能性があ る。提供するサービスの質の維持、更には受託側の経営基 盤の確保のため、また、サービスを行う従業員の雇用安 定のため、3年以上の契約に変更するなど指導官庁として 自治体に契約方式の適正化の指導を御願いたい。	文部省通知「学校 給食業務の運営の 合理化について」 (1985年)	文部科学省	
5065	5065006			z12010	文部科学 省	文部省通 知「学校給 食業務の 運営の合 理化につ いて」 (1985年)	学校給食業務の運営については、文 部省体育局長通知「学校給食業務の運 営の合理化について」において、学校 給食の実施者である各地方公共団体の 教育委員会等が、地域の実情に応じた 適切な方法により運営の合理化を推進 するよう、各都道府県教育委員会を 通じて指導しています。	d	—	これは自治体に対応すべき問題と考えます。 民間委託入札の事務手続きについては、学校給食 の実施者である各地方公共団体の教育委員会等 が、地域の実情に応じて、業務の効率化が図られる よう提出様式、届け方について検討すべきものと考 えています。	—	様式の統一化や手続の共通化を通じた効率化の推進 は申請者負担の軽減から望ましいものであり、国 が一定の方向性を示して地方公共団体の教育委員 会等による様式の統一化や手続の共通化を通じた 効率化の推進の取組を後押しすることは否定される べきものではないと考えられる。そこで、様式の統一 化や手続の共通化を通じた効率化の推進について 地方公共団体の教育委員会等に対し技術的助言を することができないかという観点から改めて御検討 の上、御回答いただきたい。また、要望者からは「本 省が関知せずとの回答であるが、学校給食の合理化 通知を出された主管省として市町村の委託の実 態を調査いただき、改善をご指導願いたい。」との再 意見が提出されているところであり、当該意見に対 する貴省見解も併せて御回答いただきたい。	社団法人日本こ じょう協議会連 合会・JNB総合研 究所	6	A	公立中小学校の民間委託入札に おける資格審査申請書の様式統一	全国市町村の数は現在1900あり、それぞれが資格審査 申請書には独自の様式を指定している。全国的な展開 を行う給食事業者が応札資格を得るためには1000以上の 様式の異なる申請書を作成しなければならず膨大な作業、 費用の負担がかかっている。また、申請書は市町村に直 接、出向いで届けなければならない。Eメールや郵送は認 められていない。民間の事業運営の効率化が阻害されて いると判断され、政府から自治体に、様式の統一、届け 方についての効率化の指導をお願いしたい。	全国市町村の数は現在1900あり、それぞれが資格審査 申請書には独自の様式を指定している。全国的な展開 を行う給食事業者が応札資格を得るためには1000以上 の様式の異なる申請書を作成しなければならず膨大な作 業、費用の負担がかかっている。また、申請書は市町村 に直接、出向いで届けなければならない。Eメールや郵 送は認められていない。民間の事業運営の効率化が阻 害されていると判断され、政府から自治体に、様式の 統一、届け方についての効率化の指導をお願いしたい。	全国市町村の数は現在1900あり、それぞれが資格審査 申請書には独自の様式を指定している。全国的な展開 を行う給食事業者が応札資格を得るためには1000以上 の様式の異なる申請書を作成しなければならず膨大な作 業、費用の負担がかかっている。また、申請書は市町村 に直接、出向いで届けなければならない。Eメールや郵 送は認められていない。民間の事業運営の効率化が阻 害されていると判断され、政府から自治体に、様式の 統一、届け方についての効率化の指導をお願いしたい。	文部省体育局長通 知「学校給食業務 の合理化について」 (昭和60年1月21 日)	文部科学省	
5066	5066004			z12011	全省庁	文部科学 省発注工 事請負等 契約規則 (平成13年 文部科学 省訓令第 23号) 別記第二 号「製造 請負契約 基準」 (権利義務 の譲渡等) 第四「請 負者は、こ の契約に より生ず る権利又は 義務を第 三者に譲 渡し、又は 承継させ てはなら ない。た だし、あ らかじめ 発注者の 承諾を得 た場合は 、この限 りでない。	平成14年5月から売掛債権担保融資 保証制度を利用する場合における債権 譲渡禁止特約の部分解除を実施し、さ らに、平成18年度からその譲渡対象者 の範囲等の拡大を措置したところであ る。	c	—	御要望は、政府全体としての方針に関わり、また当 省においてその取りまとめを担当するものではない ため、現時点で、本省として単独での回答は困難で す。 なお、本省においては、平成18年度から債権譲渡 禁止特約の部分解除の適用範囲(譲渡対象債権及 び譲渡対象者)を拡大する措置を講じています。	—	—	社団法人リース事 業協会	4	A	国・地方自治体向け金銭債権の 証券化に関する債権譲渡禁止特 約の解除	各省庁及び地方自治体において、統一かつ早急に債権 譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及 び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)を望む。	各省庁及び地方自治体ごとに対応が異なり、引き続き、統一 かつ早急な対応が求められる。	全省庁、地方 自治体			
5083	5083004			z12012	全省庁	—	—	c	—	御要望は、政府全体としての方針に関わり、また当 省においてその取りまとめを担当するものではない ため、現時点で、本省として単独での回答は困難で す。 なお、一般に、政府の審議会等の種類や審議事項 は多岐にわたるため、一律に公開の対象とすることは 困難と考えます。	—	要望者より以下のとおり再意見が来ており、再度、貴 省からの回答を頂きたい。 (1)内閣府・金融庁、総務省、厚労省、農水省、経産 省、国交省、環境省など、大半の府省庁が原則「公開」 しているのに比べ、財務省・外務省・文部科学省が「非 公開」にしている説得性のある理由の説明がありません。 これら省の審議会は、国民の生活に深く関連する審議 を行い、議事録も公開されているのですから、審議会を 公開し、傍聴可としても、何ら問題は生じないはずで、 支障のある場合のみ「非公開」とすれば良いのではない のでしょうか。 (2)公開・傍聴について、以前に電話(財務省)で問 い合わせた時には、会場場所が取れない、どのとどしが が、積極的な情報公開と行政の透明性が求められてい るのですから、審議会の「非公開」規制は撤廃し、原則 「公開」とし、国民が情報に速やかに知り、タイムリー な正確な情報入手と合意形成を進めることが可能な措 置が早急に必要とされるのではないのでしょうか。	特定非営利活動法 人(子どもに無償環 境を)推進協議会	4	A	政府省庁の審議会は原則的に公開 (傍聴可能)とすべき	例えば厚生労働省の審議会(厚生科学審議会地域保健 健康増進策委員会や中央社会保険医療協議会など)は公 開(傍聴可能)で、事前にホームページで広報させてい る。しかし、例えば財務省の財政制度等審議会(たばこ 事業等文科会、税制調査会など)は、財務省のホームペ ージの週間予定には掲載されているが、非公開となっ ている。これら審議会等は、公開(傍聴可能)とすべき である。	政策決定のための審議会の審議を国民が傍聴すること により、審議の透明性が高まり、かつ国民も情報を速 やかに知ることにより、早期の情報入手と対応が可能に なる。	政府省庁の審議会の資料が後日(1～2週間後)そのホー ムページで公開され、1～数か月後には議事録が公開さ れているようであるが、国民が審議情報の詳細を知る には余りタイムラグがあり過ぎる。 マスメディアにのみ公開したり、会後、審議会長が記者 発表や会見をする場合もあるが、あわせて公開(傍聴 可能)を制度化すべきである。 動きが早くないという政策決定や実施にあたって、国民 の知る権利を保障し、合意形成を進めるためには、こ れは不可欠な制度である。	全省庁		

全国規制改革及び民間開放要望書(2006あじさい)																						
要望 管理番 号	要望事 項管理 番号	分割補 助番号	統合	管理コー ド	所管省 庁等	該当法 令	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	再検討要請	要望主体	要望 事項番 号	要望種 別 (規制改 革A/民 間開放 B)	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業 の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁等	その他 (特記事項)
5085	5085002			z12013	総務省、 文部科学 省	—	著作権法上、「有線放送」、「自動公衆送信」は以下のとおり定義されています。 ○「有線放送」(第2条第1項第9号の2) 公衆送信のうち、公衆によって同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う有線電気通信の送信をいう。 ○「自動公衆送信」(同項第9号の4) 公衆送信のうち、公衆からの求めに応じ自動的に行うもの「放送又は有線放送に該当するものを除く。」をいう。 ※「IPマルチキャスト放送」は、「IP局内装置までは「同一内容の送信」が行われていますが、局内装置から各家庭までの送信は、各家庭からの「求めに応じ自動的に行う」ものであることから、著作権法上の「自動公衆送信」に該当すると考えられます。	e	—	今回いただきましたご要望は、電気通信役務利用放送事業者が行う「IPマルチキャスト放送」に関する「私権」である著作権の扱いの明確化に係ることであって、ご要望事項は「規制」に関するものではないと思われます。 なお、ご要望事項については、現在、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会において検討が行われており、「IPマルチキャスト放送による「放送の同時再送信」については、平成18年末には、「IPマルチキャスト放送による地上デジタル放送の同時再送信が開始される予定であり、予め権利関係を明確化しておくことが必要であると考えられることから早急に「有線放送」と同様の取扱いとすべきであるとの方向性が示されたところです。	—	—	KDDI株式会社	2	A	電気通信役務利用放送事業者が行う光ファイバを用いた「IPマルチキャスト放送」による地上放送等の同時再送信に関する著作権法上の位置付け	IPマルチキャスト放送による地上放送等の同時再送信を著作権法第2条第1項第9号の2の「有線放送」と同じ位置づけにして頂きたい。	IPマルチキャスト放送事業者は、電気通信役務利用放送法により、総務大臣からの登録を受け放送業務を行うことが認められている。 IPマルチキャスト放送により、地上放送等の同時再送信が可能となる。しかしながら、現状の「自動公衆送信」の扱いのままでは、すべての権利者から個々に事前許諾を得る必要があり、事実上、地上放送等の同時再送信が実現できない。 なお、米国、英国、フランス、イタリア等の諸外国においても、既に「IPマルチキャスト放送による地上放送等の同時再送信は実施されている。	IPマルチキャスト放送を用いた光ファイバ等の通信インフラの活用を円滑に行うために、「IPマルチキャスト放送での地上放送等の同時再送信を実現するには、現行著作権法上の「有線放送」と位置づける必要がある。 「IPマルチキャスト放送による地上放送等の同時再送信が、「有線放送」と扱われれば、権利者団体等との包括的な権利処理が可能となる。しかしながら、現状の「自動公衆送信」の扱いのままでは、すべての権利者から個々に事前許諾を得る必要があり、事実上、地上放送等の同時再送信が実現できない。 なお、米国、英国、フランス、イタリア等の諸外国においても、既に「IPマルチキャスト放送による地上放送等の同時再送信は実施されている。	・著作権法 ・電気通信役務利用放送法	文化庁長官官房、総務省地域情報通信政策局、情報通信政策局内閣官房(知的財産戦略本部、IT戦略本部)	